

# 自転車の「交通反則通告制度」

が適用されます



※自転車の運転者(16歳未満の者を除く)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象となります。

自転車は「車道通行」が原則であり、道交法で自転車は「軽車両」とされ車と同様に車道左端を走るよう定められています。ただし、例外として13歳未満の子どもや70歳以上の方や身体が不自由な方、「普通自転車の歩道通行可」の標識、表示がある場所は歩道を走ることができます。

歩道走行ができる年齢にもかかわらず車道を走り、事故の危険性がある為、子どもや高齢者は無理して車道を通らないよう呼び掛けて注意していきたいですね。また、歩道を走る場合も交通ルールを守っていき、安全の為、ヘルメットはしっかり着用していきたいですね。

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者を「交通反則通告制度」(いわゆる「青切符」)の対象とする規定が施行されます。

～自転車安全利用五則～

- 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

詳しくは下記のQRコードから  
警視庁のHPをご覧ください。

## 青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的に現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

信号無視 6,000円 点滅信号を無視した場合 5,000円	一時不停止 5,000円	右側通行 6,000円
携帯電話使用等 (保持) 12,000円	遮断踏切 立入り 7,000円	制動装置 (ブレーキ)不良 5,000円

※これらの違反は一例になります。

重大な違反※をしたとき又は交通事故を起こしたときは、刑事手続(赤切符)で検挙されます。

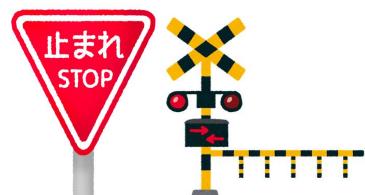
※ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)

さらに!  
信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され又は交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

## 交差点では一時停止しましょう

道路標識などにより「止まれ」など一時停止すべきことが指定されている時は、一時停止しないとドライバーは一時不停止の違反に問われます。

一時不停止は、大きな事故に繋がりやすい危険な行為ですが、運転に慣れてしまい、きちんと停止しないで走行してしまうドライバーがいるのも、事実です。事故の原因にもなりやすい行為なので、一時停止を遵守し安全に運転しましょう。



### 編集後期

今年の新年の幕開けは雪から始まりました。いっきに積もった雪を見ると、今までの温暖化が嘘のような、すっかり冬を感じられたお正月となりました。

今年は午年です。午年は昔から躍動・成功・勝負運を象徴する干支とされています。まっすぐ前へ進む力強さから事業が発展する年、努力が実を結ぶ年ともいわれています。

～事故のないお国自慢は鳶巣から～のスローガン通り、鳶巣地区のみんなさんが事故に逢うことなく穏やかな一年であることを心から願っています。



